

氏名（本籍）	船城 俊太郎（福島県）
学位の種類	博士（言語学）
学位記番号	博乙第2708号
学位授与年月日	平成26年10月31日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	院政時代文章様式史論考

主査	筑波大学 教授	博士（言語学）	坪井 美樹
副査	筑波大学 教授	博士（言語学）	矢澤 真人
副査	筑波大学 准教授	博士（言語学）	那須 昭夫
副査	筑波大学 名誉教授	博士（文学）	湯沢 質幸

論文の要旨

本論文は、院政時代における日本語の文章様式（一般に言う「文体」、また「類型的文体」）について考察を加えたもので、中国の「漢文」の影響のもとに成立したとされる「変体漢文体」と呼ばれる文章様式が実際にどのような語彙・語法を含むものかを、院政時代の文献を中心に観察し、その成立の経緯と特質を歴史的・実証的に解明することを目指したものである。

本論文は、以下の3部全22章より構成されている。

序論

第1部 今昔物語集の文章様式について 一字治拾遺物語と今昔物語集の比較を中心として—

第1部の導論

第1章 疑問副詞「何ゾ」「何ド」「何デ」をめぐって

第2章 「いとど」と「弥ヨ」

第3章 「おり」と「時」の対応 —説話と言語研究—

第4章 今昔物語集の三つの文章要素 —「其レニ」をめぐって—

第5章 「間」の“分布”

第6章 「如シ」と「様ナリ」再見

第7章 宇治拾遺物語と今昔物語集の対応例

第8章 「畢ル」への翻訳 —出典文献の〈結果補語〉から今昔物語集へ—

第2部 平安時代の日本漢文に見いだされる中国白話語の語法とその展開

第2部の導論

- 第1章 変体漢文はよめるか ―日本漢文についての基礎的な認識として―
- 第2章 「間」の遡源
- 第3章 「間」字の用法から見た浦島伝説
- 第4章 「間」のゆくえ
- 第5章 「了(ヲハンヌ)」考 ―〈変体漢文〉研究史にまでおよぶ―
- 第6章 「サフラヒヲハンヌ」の敬語性
- 第7章 変体漢文の「併」字
- 第8章 古消息の「併」字
- 第9章 「動詞+得」の語法と日本漢文
- 第10章 平安時代の日本漢文にみられる中国俗語の疑問詞三種 ―多少・争・早晚―
- 付 論 変体漢文の奇妙な常用字

第3部 『色葉字類抄』をめぐって

第3部の導論

- 第1章 三卷本色葉字類抄に付された朱の合点について
- 第2章 白氏文集と色葉字類抄
- 第3章 三卷本色葉字類抄に見いだされる唐時代の白話語の熟語
―白氏文集からのそれを中心にして―

第4章 三卷本色葉字類抄の割注部分に見いだされる白氏文集の語句について

第1部「今昔物語集の文章様式について―宇治拾遺物語と今昔物語集の比較を中心として―」では、院政時代の代表的な説話集である『今昔物語集』（以下、「今昔」と略称）の文章の特質について論じ、今昔には変体漢文体のほかに、和文体か、それに近い俗語的な文体が全体に分布することを指摘し、今昔の基本的な文体が必ずしも変体漢文体であるとは言えないことを指摘する（第1章・第4章）。

また、和文調の文体とされる説話集『宇治拾遺物語』（以下、「宇治拾遺」と略称）と今昔との共通説話を比較対照させ、宇治拾遺に対して今昔が別の語彙・語法で対応する例が見いだされることを指摘する（「いとど」と「弥(イヨイ)ヨ」、「おり」と「時」など）。この現象は一見、和文調と漢文訓読調ないしは変体漢文調との対応のように見えるが、これをもって今昔の基本的な文体が変体漢文体であることを示すとまでは言えないことを論ずる（第2章・第3章・第6章）。

次いで、今昔において接続助詞（或いは形式名詞）的に多用される「間(アヒダ)」の語法について精査を加え、今昔における「間」の多用は、修辭的な理由により起こっているもので、今昔が変体漢文体であるために生じているものではないことを論ずる（第5章）。

第1部の末尾に、第1章～第6章で取り上げた特定の語彙・語法以外に宇治拾遺と今昔の共通説話の間に見られる対応を網羅的に取り上げ、両者の文章様式上の関係が、必ずしも和文調と漢文訓読調ないしは変体漢文調との対立ではないことを指摘し（第7章）、更に、出典となっている原漢文中にある「畢」「訖」「了」（漢文体でいずれも終了・完了を意味する結果補語）が今昔でどのように扱われているかを論じ、漢文訓読式に逐語訳されるのではなく、翻訳に近いかたちで日本語化されている実態を指摘することによって「今昔の文体が単純に漢文訓読体的であるとは言えない」という第1部の結論を補強している（第8章）。

第2部「平安時代の日本漢文に見いだされる中国白話語の語法とその展開」では、「変体漢文」とはそもそも如何なるものであるのか、すなわち、本来中国語の文章様式としての漢文に対して、日本語の文章様式として変体漢文はどのような特徴を有するのかについて問い直し、具体的な語彙・語法に即して議論を展開する。

まず、変体漢文とは漢語法の知識と漢字の訓（日本語）を利用して「漢文」を書くものであり、そのため、用法や訓が多様な漢字については、その訓法は書き手・読み手により必ずしも一定しないものであることが留意されねばならないことを指摘する（第1章）。そのうえで、従来の変体漢文に関する研究では、本来の「漢文」を代表するものとして〈古文〉（古代中国の経史の文章やそれを模した擬古文）を専ら考えているために、中国の各時代に見られる〈白話文〉（それぞれの時代における口語・俗語を含んだ文）の影響を軽視する傾向があり、そのために、変体漢文に取り入れられている白話的要素を日本語的要素と見誤ることが多かったことを指摘し、その例証として、「間」「了」「併」を六朝時代の白話語として（第2章～第8章）、また、補語の「得」および疑問詞の「多少・争・早晚」を唐時代の白話語として（第9章・第10章）取り上げ、それぞれが日本の変体漢文で独自な変化を遂げた様子を実証的に解明している。

第3部『色葉字類抄』をめぐってでは、院政時代の最末期に作成された辞書である『色葉字類抄』について、この辞書がどのような文章を書くためのものとして作成されたかを実証的に考察する。

まず、三巻本色葉字類抄において朱筆で合点が付されている漢字について調査し、それらが変体漢文の用字というよりも、修辞性の強い漢詩や四六駢儷文などの本来の漢文の用字を示している可能性が高いことを指摘する（第1章）。そして、色葉字類抄所収の漢字・語彙と『白氏文集』で使われている漢字・語彙を比較し、色葉字類抄には（本来の漢詩文であり変体漢文とは無縁の）白氏文集を出典とする漢字・語彙が多数存することから色葉字類抄が変体漢文を書くための辞書であったとは言い難いことを論ずる（第2章～第4章）。

審 査 の 要 旨

固有の文字を持たなかった古代日本人は、漢文訓読という方法で中国語を表記した文字列を日本語で読み下すとともに、自らの母語である日本語を“直接”漢字を用いて中国語の構文に合わせて表記するというかたちで書記言語を発展させた。ここから、正規の中国語の語彙・構文に則った「漢文」に対して本来中国語にはない日本語的要素を含み込んだ「変体漢文（和化漢文）」が生まれる。ここまでは日本語の文章様式史に関する定説である。

これに対して本論文は、「変体漢文体」と呼ばれる文章様式の実態は、中国における中国語文章様式自体の歴史的变化と日本において独自に進み行く和化による変化を合わせ含むものであるはずだ、という観点に立つ。そして、従来の「変体漢文」研究はそのような動態研究的視点に欠けている、というのが本論文の提示する根源的問題提起である。まずもって本論文が学術研究として評価されるべき第一点は、かかる正鵠を射た問題設定と従来の研究に対する批判精神の鋭さである。

本論文が評価されるべき第二点は、上記の既成「変体漢文体」論への批判を、『今昔物語集』や『色

葉字類抄』といった院政時代の代表的な文献を中心的資料として徹底的に実証的な用例検討によって具体的に展開している点である。これによって本論文中で取り上げられている語彙・語法の中国語文章様式史中の変化と日本変体漢文の文章様式史中の変化が詳細に明らかにされたものが多い。その代表として接続助詞（或いは形式名詞）的に使われる「間」がある。本論文により、かかる「間」の漢文・変体漢文・和文それぞれにおける存在例と用法の詳細が明らかにされた。例えば、正式漢文中においても古代経史の文中に使われていた「間」が六朝時代の四六駢儷体漢文の中では使用が減少すること、日本の変体漢文中の使用で、『今昔物語集』中での多用は説話中の特定の位置で「間」を含む特定の修辞が多用されることによること、等々である。これらの新見により、旧来の〈「間」の頻用をもって『今昔物語集』の文章様式を変体漢文体によるものとする〉といった考え方は見直されねばならないことが明らかとなったのである。

本論文は、著者の長年にわたる研究成果をまとめたものであり、各章の多くが既に単行論文として日本語学会機関誌『国語学』（現『日本語の研究』）を始めとした学術雑誌に発表されたものであり、優れた研究成果として定評を得ているものが多い。また、本論文自身既に勉誠出版より刊行され、学界に広く公表されたものである（2011年2月刊行）。本論文の学術的価値は上述したとおり十分に高いものである。日本語文章様式史全体の展開や、「漢文訓読体」という概念の内実の解明、「和漢混合文体」成立の詳細、等の課題は残るが、いずれも本論文に欠ける点と言うべきものではなく、本論文を土台として今後の研究が進められるべき発展的課題と言えよう。

平成26年7月25日、人文社会科学研究科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。なお、学力の確認は、著者が「人文社会科学研究科論文審査等実施細則」第10条（3）に該当することから免除し、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

よって著者は、博士（言語学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。